

## 岡崎市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、総合的な雨水対策の一環として、雨水の河川及び水路への流出抑制及び雨水の地下浸透を推進し、並びに雨水の有効利用及び良好な水循環の維持を図り、もって環境の保全に資するため、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところにより、雨水貯留施設及び浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）を設置する者に対し、毎年度予算の範囲内において雨水貯留浸透施設設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 雨水貯留施設 浄化槽（以下「既存浄化槽」という。）を雨水貯留槽に転用し、又は雨水貯留タンク（以下「貯留タンク」という。）を設置することにより、雨どいから雨水を流入させることができる施設をいう。
- (3) 雨水浸透施設 雨水浸透ます、浸透管又は浸透側溝を設置することにより、浸透孔から雨水を地中へ浸透させることができる施設をいう。
- (4) 排水設備 岡崎市下水道条例（昭和36年岡崎市条例第30号）第2条第4号に規定する排水設備をいう。
- (5) 設置工事 雨水貯留施設又は雨水浸透施設の設置を行う工事をいう。
- (6) 改造工事 既存浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う工事をいう。

### (補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象施設は、市内の宅地又は雑種地（以下「宅地等」という。）に設置する雨水貯留浸透施設とし、補助金の額は、別表に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 既設の雨水貯留浸透施設を造り替えようとする場合
- (2) 雨水貯留浸透施設の設置について、この要綱に定める補助金以外の補助金の交付を受ける場合又は既設の雨水貯留浸透施設について移転補償金を受ける場合
- (3) 宅地開発等に関する許認可において設置を義務付けられている場合
- (4) 補助金の交付を受けた雨水貯留浸透施設を設置した宅地等の敷地内に再度設置する場合
- (5) その他岡崎市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が補助金の交付を不相当と認めた場合

### (補助対象区域)

第4条 補助対象区域は、公共下水道事業計画区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定した予定処理区域）とする。

（補助対象者）

第5条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、補助対象区域内において土地又は建築物を所有し、又は使用している者で雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする者（以下「補助対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(4) 暴力団員が役員となっている団体

(5) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している個人又は団体

(6) その他管理者が補助対象者として不適当と認めた者

（補助の交付申請）

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、雨水貯留浸透施設に係る工事等の着手前に規則第5条の補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 工事場所の位置図及び工事の概要を示す図面（配管工事等の平面図、横断図、構造図等）

(2) 貯留タンク、ポンプ等使用機器の仕様がわかる資料

(3) 見積書（物品購入、設置工事及び改造工事に関するもの）

(4) 雨水貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの）

(5) 雨水貯留浸透施設の設置を行う場所が補助対象者所有の土地でない場合は、当該土地所有者の承諾書

(6) 分譲マンションの場合は、分譲マンションの所有者であることが確認できる書類

(7) 市税の完納証明書

(8) その他管理者が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 補助金の交付の決定及びその通知は、規則第6条及び第7条の規定に基づき行うものとする。

（内容変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において、雨水貯留浸透施設の内容の変更（施設の廃止及び施設使用の中止を含む。）をする場合は、規則第7条の2の規定に基づき取り扱うものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、設置工事が完了したときは、速やかに規則第10

条の補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、交付申請時の計画から変更がない場合は、第1号の図面は提出を省略することができる。

- (1) 雨水貯留浸透施設の設置工事及び改造工事の完了図面（配管工事等の平面図及び断面図並びに浄化槽本体の改造があった場合はその断面図）
- (2) 工事写真（工事着手前、工事中及び工事完了後の写真）
- (3) 設置及び改造工事、貯留タンクにおいては材料購入に係る領収書の写し
- (4) その他管理者が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 管理者は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかに完了検査を行い、規則第11条の規定に基づく補助金の額を確定し、補助金の交付決定を受けた者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、補助金を請求するものとする。

（管理協定の締結）

第12条 補助対象者が前条の請求書を提出するときは、雨水貯留浸透施設の管理に関する協定書2通を管理者に提出しなければならない。

2 前項の協定書は、補助対象者及び管理者が記名押印し、それぞれ各自1通を保管するものとする。

（財産処分の制限）

第13条 補助対象者が補助金を交付された施設を廃止するにあたっては、当該施設の設置又は改造後7年を経過しなければならない。7年を経過する前に補助金を交付された施設を廃止する場合は、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する期間を経過する前に補助金を交付された施設を廃止した場合、補助対象者は、補助金を返還しなければならない。

3 前項の規定により返還する補助金の額は、次の式により計算した額とする。

$$\text{返還額} = \text{補助額} \times (7 - \text{経過年数}) \div 7$$

（この式において、経過年数は1年に満たない期間を切捨てとし、返還額は1,000円未満の額を切上げとする。なお、経過年数（使用期間）は、補助対象者が明らかにしなければならない、明らかにできない場合は、経過年数を0として計算する。）

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に基準を定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

種目	補助対象経費	区分	補助単価
雨水貯留施設 （既存浄化槽）	浄化槽内部の汚泥のくみ取り・清掃、不要部品の撤去及び仕切板の穴あけ、雨水の集排水のための配管、ポンプ及び水栓の設置並びに配管に要する材料費、工事費、諸経費		1基当たり、対象経費の2分の1に相当する額。ただし、90,000円を上限とする。
雨水貯留施設 （雨水貯留タンク）	雨水貯留槽本体及び雨水の集排水のための配管等に要する材料費	容量100リットル以上 300リットル未満	1基当たり、対象経費の2分の1に相当する額。ただし30,000円を上限とする。
		容量300リットル以上 1,000リットル未満	1基当たり、対象経費の2分の1に相当する額。ただし50,000円を上限とする。
		容量1,000リットル以上	1基当たり、対象経費の2分の1に相当する額。ただし60,000円を上限とする。
雨水浸透施設 （雨水浸透ます）	既存の宅地等（増築・改築を伴わない）における雨水浸透ますの設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費、諸経費	内径又は内法200ミリメートル以上	1基当たり、対象経費の2分の1に相当する額。ただし8,000円を上限とする。
雨水浸透施設 （雨水浸透管）	既存の宅地等における雨水浸透管の配管のための材料費、工事費、諸経費	口径100ミリメートル以上	1メートル当たり、対象経費の2分の1に相当する額。ただし8,000円を上限とする。
雨水浸透施設 （浸透側溝）	既存の宅地等における雨水浸透側溝の設置に要する材料費、工事費、諸経費	内幅150ミリメートル以上	1メートル当たり、対象経費の2分の1に相当する額。ただし8,000円を上限とする。
1申請当たりの補助上限額（ただし、1宅地1回限りとする。）			90,000円

備考 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。